

かい ぎ ろく  
会 議 録

へいせい ねん ど だい かい おおた くしやう しゃさべつ かいしやう しえんちいききやう  
平成30年度 第2回大田区障がい者差別解消支援地域協  
ぎかい  
議会

へいせい ねん がつ にち  
平成31年1月17日

おお た く  
大 田 区

# 1 開会

(石渡会長)

それでは、第2回大田区障がい者差別解消支援地域協議会を始めさせていただきます。今年初めてですので、皆さん、どうぞ今年もよろしく願いいたします。

差別解消というところに関しては、昨年6月、東京都で条例が制定され、民間の企業も合理的な配慮の提供が義務づけられたということです。都の条例がどんなふう動いていくか、それに伴って大田区もいろいろ動かなくはないことなどもあるのかなというので、この協議会の役割はますます大事になってくると思います。

皆さん、いろんなお立場で参加をしてくださっていますので、ぜひそれぞれのご経験を生かして、また有意義な場にしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

では、今岡福祉部長よりご挨拶をお願いいたします。

(福祉部長) 皆さん、おはようございます。福祉部長の今岡でございます。改めまして、今年も皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お寒い中、お忙しい中、第2回目の障がい者差別解消支援地域協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

改めてのお話になりますが、この会議は、障がいのある方の差別に係る事例等から学び、さまざまな立場の人たちがお互いに理解・協力し、差別をなくすために、どのようなことに取り組んでいったらいいのだろうということを考え、話し合う場ということでございます。

障害者差別解消法の周知度について、私からお話をしたいと思っております。内閣府が平成29年8月、障がいの有無に関係なく、全国民を対象に行った調査においては、差別解消法の内容、あるいは法律ができたことについて知っているという方は、約22%であったそうです。一方、対象は大田区民でございますが、これも同じような設問項目で、平成30年7月に行った調査では、「知っている」と答えた方が約40%いらっしゃったということであります。

一概に比較できかねますが、皆さんのご協力もあって、大田区の中では、周知が広がっているのかなと感謝しているところであります。

ただ、40%ということですので、逆に言えば、半分以上の方が知らないということにもなりますので、この差別解消というような取組、あるいは内容について、もっともっと広めていきたいと考えているところであります。

それから、区では、現在、大田区地域福祉計画を策定しています。大田区地域福祉計画は社会福祉法に基づきます、さまざまな個別計画を包含する、制度としては上位計画と位置づけられ計画です。5年間のこれからの区の福祉分野の方向性を定めていくような計画を、現在、つくっている最中です。

パブリックコメントや区民説明会も終わりましたので、大詰めになっています。3月までには策定をして、4月から新しいスタートということになります。

石渡先生には、先日、民生委員の皆様方に研修会でお話をいただいたんですが、地域

共生社会というところで障がいのある方はもとよりですが、高齢者や子供たち、何らかの事情で生活に困っている方々も含めて、皆さんが支えたり、支え合ったりするような地域社会をつくっていきたく思っております。

その関連もありまして、この会場である障がい者総合サポートセンターは3月24日にグランドオープンします。お越しの際に、目に入ったかなと思うんですが、B棟という言い方をしますが、角地のところを拡張いたしまして、重度心身障がい児(者)の方々に対応できるスペースと、発達障がいへの対応ということで、新しい取組をさらに拡大していくということになります。

3月24日にグランドオープンの式典がありまして、そのときに合わせまして、先ほど申し上げた地域福祉計画の推進事業、それから元氣シニアプロジェクトという3年間の高齢者を中心としたブレイル予防という取組が3年間のちょうど締めくくりになりますので、その成果発表会を予定しています。

グランドオープンに合わせて、障がい分野と高齢分野の取組を一体になってみんな考えていきたいというような日にしたいと思っております。何らかの形でご案内等もあるかもしれませんが、ご承知おきいただいて、来年度以降も、ぜひこのさぽーとぴあのグランドオープンを核として、さまざまな取組を続けていきたいと思っております。

挨拶が長くなりましたが、以上でございます。どうぞ今日はよろしく願いたします。  
(石渡会長) 石渡です。

部長、ありがとうございます。大田区の最新情報などもいただきましたので、いろいろ参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、議題に入ります前に、配付資料の確認等を事務局からお願いたします。  
(障害福祉課長) それでは、事務局からご説明を申し上げます。障害福祉課長の酒井でございます。本年もどうぞよろしく願いたします。

なお、本日も会議録作成のために録音をさせていただきます。ご了承願います。まず、本日の委員のご欠席の状況でございますけれども、曾我委員、山崎委員、鈴木英明委員、恵美委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいているところでございます。続きまして、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。

次第の裏に資料一覧を記載しております。資料番号は1番から4番、それと、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」のリーフレット、「みんなで支え合う ともに生きる東京へ」というパンフレットをお配りさせていただいております。あと、緑色の資料で「大田区障がい者施策推進会議委員を募集します」というチラシを含めて、お手元に資料があるかご確認いただきまして、不足がございましたら、お手を挙げていただければ、事務局でご用意させていただきますが、いかがでしょうか。

あと、前回の会議から事前に各委員の皆様にはお送りした資料をご持参いただくようお願いしているところでございますが、もし本日、お持ちでない方がいらっしゃれば、こちらもご用意ございますので、挙手をしていただければと思っておりますが、大丈夫でしょうか。

それでは、事務局の説明は以上でございます。

## 2 議題

(石渡会長) ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。

最初に、障害者差別解消法に係る相談の状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

(障害福祉課長) それでは、事務局からご説明を申し上げます。相談の状況というところで、資料3、4を用いてご説明をさせていただきます。

こちらは、平成30年度上半期ということで、30年4月から9月までの分の相談受付状況でございます。区のそれぞれの部局で受け付けをいたしました相談について取りまとめをしたものでございます。

資料3は、相談1件ごとの受け付けの時期、あと、ご相談された方、相談の内容、どのような対応をしたかなどを記載させていただいているものでございます。

資料4は、どのような方法でのご相談をされたか、相談された方はどのような方だったのか、障がいがあるご本人だったのか、ご家族であったのかなど月ごとにまとめた集計表として作成をしたものでございます。

まず、相談件数についてでございますが、平成29年4月から9月、この同時期の1年前でございすけれども、21件でございました。平成29年10月から3月までの下半期は5件ということで、昨年度は1年間で合計26件の相談件数でございましたが、平成30年度のこの6か月間の受け付け件数は2件という状況でございます。

これらの相談につきましては、区の障害福祉課、あるいはこちらの障がい者総合サポートセンター、各地域福祉課を相談窓口として対応してきているところでございます。

また、相談件数が2件というところの数をどう見るかというところでございますけれども、後ほどまたご説明をさせていただきますが、冒頭、石渡会長からもお話がございましたように、昨年の10月に東京都の障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例が施行されたことに伴いまして、東京都にもこの障がい者の相談窓口というものが設置をされてございます。

東京都も、いわゆる匿名でかかってくる方も多いということで、全て把握は難しいようですが、何人か大田区の方もいらっしゃるようで、今回、区の相談件数が2件であったところの一つの背景としましては、東京都の相談窓口をお使いになった方も出ているのかなど、事務局としては推察をしているところでございます。

それでは、具体的に今年度上半期に受け付けをさせていただきました2件の相談事例について、概要等をご説明申し上げます。

まず、受付番号1番でお受けしたものでございます。これは、30年5月、電話で受け付けをしたものでございまして、障がいの状況としては、肢体不自由の方ということでございます。

こちらの方、車椅子をご利用されている方でございますけれども、お店でお支払いをしようとしていた際の様子を見た方から相談があった事例でございます。こちらのお店の状況があまり通路幅等も広くないお店のようございまして、混雑をしている状況で、車椅子利用者の方が会計に並べずにいらっしやいました。そこで、店員のおひとりがその商品をお預かりしまして会計をしようとしたところ、店主の方が、相談者の方の言い方でございますが、ゆるさなかったということで、結局はほかのお客さんが車椅子の方の商品をレジに並べて会計をしたという状況だったようでございます。

これについては、第三者の方、多分お店に並んでいらっしゃった方から、その対応のかがかというところでお話がありましたので、区といたしましては、まずその対応の状況の確認をさせていただきました。

その際、備考のところにもございますけれども、店主の方は、ご本人に混雑をしていて個別対応がその時点は難しいということで、列が解消しだいで会計をしますということとを事前に申し上げていたとおっしゃってはいたんですけれども、それもあって店員の方に待ちなさいというお話をしたという経過があったようでございます。

ただ、その日はなかなか行列が解消しなかったということで、車椅子の方には少しお時間をとらせてしまったという状況は現実にあったということでございましたので、店主の方には、区で作成しておりますパンフレット等をお渡ししまして、合理的配慮の提供のあり方をご説明させていただいたところでございます。

これが1件目の相談事例及び対応状況でございます。

続きまして、受付番号の2番について、ご説明します。受付時期は平成30年7月です。障がいの方としては、精神障がいのある方でございます。場面は、行政サービスの窓口での対応でございます。

相談のため、生活福祉課に伺ったところ、対応した職員の話し方であったり、言葉遣いや書類の扱い等が粗雑であったそうです。ご本人としては、大変つらい思いを抱えて、体調も思わしくない中で相談に行った中、配慮や思いやりが足りないのではないかというご相談でございました。

この詳細な場面につきまして、ご本人様お一人だったのか、あるいはご家族の方が同行されたのか、ご相談の電話の中では確認ができない状況でございました。

区では、この差別解消法が施行された際に、行政機関につきましては合理的配慮の提供が義務という責務を負ってございますので、平成28年3月に職員対応要領を策定してございます。その中で、この法の趣旨や区職員に求められる役割等をお示ししてございます。また、これは定めただけではなかなか浸透をしていかないということもございますので、毎年、職員研修も継続して実施しております。

今年度につきましては、来週25日に研修を行う予定でございます。講師に大正大学の沖倉先生をお招きし、当事者の方にもご協力をいただいて昨年より取り組んでおります。昨年度も宮澤委員等にもご参画いただいたところでございますけれども、今年度につきましても、同じやり方を用いながら、この社会的な障壁を感じる場合や必要とされる際の合理的配慮のあり方等について、研鑽を深めていきたいと思っております。

今回の対応の部分につきましては、相手の方がどういう状況を抱えていたかということにつきまして、思いが少し欠けていた部分もあったのかなというところもございまして、区といたしましては、引き続きこういった研修の取組等も継続しながら、今回の事例のようなことが起きないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、相談事例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。  
(石渡会長) 石渡です。ありがとうございました。

上半期にあった相談事例2件について、今、ご説明をいただきました。相談の件数なども含めて、委員の皆様、ご意見、ご質問がありましたら、ぜひお願をしたいと思います。では、川崎委員、お願いたします。

(川崎委員) 家族会の川崎です。

欄外のところに、雇用分野については、障害者雇用促進法に規定されていると記載されていますが、いわゆる雇用率の問題で、かなり精神障がいの方から雇用のことについて相談を受けたりしています。けれども、それは別枠でデータが出ているということですか。この相談は福祉に限って、雇用に関してはこのデータに載っていないということなんですかね。

(障害福祉課長) 区にご相談があった場合には、仮に雇用の問題であったとしても、まず、お聞きしております。この2件というのは、この2件しかなかったという現状でございます。

昨年、雇用事例の中で、精神通院歴などの書類を出さなければいけないのかという案件があった際には、ハローワークと連携しながら対応しています。こちらの事例は、特に雇用の部分を抜いたということではなく、上半期は2件だったとご理解いただければと思います。

(川崎委員) 少ない気がするんですけどね。さっきおっしゃった東京都に相談に行っている可能性もあるということですけども、大田に住んでいる人は大体、地元に行くと思うんですけど、どうなんでしょうかね。

ですから、やっぱりもう少し、なかなか相談できない人、したいけれどもできないという人がかなり潜在的にいるんじゃないかなと、ちょっと思ったりしていますので、またもう少し周知していただければと思います。

(石渡会長) 川崎委員、ありがとうございます。

就労、雇用に関する相談は、対応は雇用促進法の枠組みの中でということなんですけども、佐藤委員、このあたり、まずハローワークとして押さえているところがありましたらば、ご紹介いただけますでしょうか。

(佐藤委員) ハローワーク大森の佐藤です。

雇用分野は障害者雇用促進法ということで、障がい者差別の関係でといった申し出がありましたら、確かにハローワークに連絡が来るということになっております。

ハローワークで受け付けるものもありますし、大田区から、もしくはほかの自治体から連絡が来ることもあります。

ただ、今年度上半期につきましては、通報関係はなかったと担当の雇用指導官から聞いておりますので、特段、こちらのほうで数字を挙げてということは今はないという状況になっておりますので、その点だけ報告させていただきます。

(石渡会長) 石渡です。佐藤委員、ありがとうございます。

ということですので、雇用という枠組みの中でも、ハローワークのほうに特に差別にかかわるご相談はなかったということですよ。

先ほど、川崎委員もおっしゃいましたけれども、多分、いろいろ現実にはあっても、それを伝えられない、差別されても、それを差別と認識できない当事者の方も多いだろうし、具体的な事例を障がい当事者の方にご紹介すると、私も同じような体験をしたことがあるというような声はご家族も含めてたくさんお聞きするので、やっぱり差別解消法が機能するためには、相談のあり方なんかは問われなくてははいけない。

そして、やっぱりそこに当事者の方が相談を受けるみたいなことがすごく大事じゃない

かというような議論も当事者の方としたことがあるのですが、相談というところで、白井委員に自立支援協議会の相談支援にかかわる部会なんかで、差別にかかわるような相談を受けたみたいなお話はないでしょうかね。

(白井委員) 自立支援協議会の白井です。

相談支援部会というところがございまして、そちらのほうで毎月、事例検討とかもあって、事例の中から課題を抽出してということで検討しています。事例の背景にあるものとして、やはり障がい者に対する差別とか、偏見とか、そういうものがあるというようなことは聞いておりますけど、差別をされたという事例についてということで、特段取り上げているということは、今のところ聞いておりません。

(石渡会長) ありがとうございます。

相談のあり方など、ちょっと検討していただくといいのかなと個人的には思ったりもしておりますが、失礼しました。

佐々木委員、では、お願いいたします。

(佐々木委員) 育成会の佐々木です。

昨年も、たしか知的障がい者の場合、ご本人からというよりは支援者か、もしくは保護者の方から1件ぐらい通報があったかな、今回はないですけども。東京都でも、知的障がい者の場合、差別を受けたという認識とかがなかなか持てないということもあって、通報に至るということは恐らくあまりないのだろうと思えるんですけども。

例えば、通所施設で、自治会などもされているので、そういった中でご本人が嫌な思いをしたというのは、どういうときに嫌な思いをしたとか、何か話し合いとかも少しずつしていただくようにして、ご本人が親御さんや支援者の方に、こんなところでこんな嫌な思いをしたんだよみたいなお話ができるように、何か練習するというようなことを設けていただくということも大事なのかなと。

じゃないと、多分、法律ができたということは、もしかしたら知っているかもしれませんが、どういったことが差別なのかとか、それから、こんなことがあったら自分たちはうまくできたのにとかということは、やっぱり丁寧に丁寧にやっていかないと、知的障がい者の場合、難しいのかなと思うんですね。

就労支援センターでも時々勉強会をされていると思うんですけども、個々の、ご本人向けの、そういったことなんかもやっていただけるとありがたい。私はズバズバ区で凶々しくいろいろ意見を申し上げていますが、やっぱり家族は遠慮しながら暮らしているんですよ。

だから、何か言われたりしても、悔しくても言えないという時があるので、親御さんがご本人にいろいろ教えるのはなかなか難しいことだと思うんですね。ですので、支援者の方たちにそういったことを教えていただけるとありがたいかなというふうに思っています。

あと、つい昨日聞いたお話だったんですけども、大手のメガバンクさんでの出来事だったんですが、私たちも悪いんですが、母親はご本人のキャッシュカードの暗証番号を知っているんですけど、お父さんには伝えていないというケースがすごく多いと思うのです。昨日、その話を聞いて、すぐそばにいたうちの会員さんたちに聞いたら、ほとんどの方が私だけ知っていると言っていたんです。お母様が危篤状態になっちゃったときに、お父様がもうろうとするお母様から聞き出して、ご本人のキャッシュカードを使ったんだ

けれども、3回間違えた。お母様も多分、もうろうとしていたので、番号が違っていただけだと思うんですけど、おろせなくて、キャッシュカードが使えなくなっちゃったケースがあったそうなんです。

そのときに、窓口に行って新しいのをつくりたいと言ったんだけど、最初につくったときの筆跡がお母様が書いたため違うからだめと言われた。それで、お母さんがもうろうとする中で書いてもらったんだけど、何かが違うとあって、結局だめだったそうなんです。

これは銀行からすれば、今、犯罪が多いので、当然のことでもあるので、私も主人に言っていなかったねと、夕べ話をしたんです。これはやっぱり家族側も努力をしていかなきゃいけないことではあるんですが、やはりそういった場合に、中軽度の方たちは漢字で自分の名前が分かればつくれると思うんですけど、重度の方たち全員が後見人をつけるまで、まだ至っていないじゃないですか。そういったところで、何らかのご配慮ができなかったのか。その上、年金が二月に一回入ってくる、そして一月に一回ぐらいしかおろしていない口座だったら、こういう口座の方はキャッシュカードをつくれなと言われてたらしいんです、最初。そんなことを言われちゃうと、窓口で親がおろしに行ったときに、ご本人じゃないからおろせませんと、また言われるケースも年中なんですよね。

ですので、そういったあたりも少し合理的配慮の一つとして、していただけないかなと。わかるんですよ、今、すごく振り込め詐欺とかいろんなことがあるので、すごく制度に銀行さんはのっとってやっていらっしゃるということはわかるんです。これは区に言うことではなくて、国に言うことなのかもしれないですけども、そんなことがちょっとあったということです。

(石渡会長) 石渡です。

佐々木委員、ありがとうございます。今、佐々木委員からは、やっぱり差別を受けても訴えられない知的障がいの方が多いというあたりから、支援者の研修のあり方を行政としても検討していただきたいということと、銀行の例をご紹介いただいて、すごく私も納得をしてしまいました。障がいがある方の銀行の取引の関連は、やっぱり一律の対応ではない何か特別な合理的配慮というようなことになるかもしれないんですけど、どうかなどいうのを改めて感じました。銀行などに行政から何か働きかけるようなルートみたいなのはあるんでしょうかね。

(障害福祉課長) 後で都条例の中でも話が出てまいりますけれども、民間事業者にも合理的配慮が都条例で義務化という流れもありますので、少しそういった部分で、こういう困り事、どうやったら取り組めるかみたいな何かそういう連携の仕方ができるかということについて、検討させていただきたいなと思っております。

あと、先ほど佐々木委員からもお話があった、確かに知的障がいの方、やっぱり何人かの方からお話を聞くと、そもそもこれは自分が差別を受けているかということのご認識がないと、そもそもご相談に上がってこないというところがあると思っております。昨年、教育委員会とも連携をさせていただきまして、小学校低学年向けのイラストとかも入れたわかりやすい差別解消法のパンフレットをお配りしました。それは区立の障がい者施設等にも配布はさせていただいています。今後、どういうやり方ができるのかということについて、我々としてはもう一段、いろいろな学びを深めていかなければと思ってい



ます。その部分についても、今日は施設の立場として島田委員もお越しになられていますけれども、非常に大きな問題だということで十分理解をしていますので、こちららあわせて、今日のところは大変申し上げにくい話なんですけども、受け取りをさせていただければと思います。ありがとうございます。

(石渡会長) ありがとうございます。

あと、銀行などに関しては、別の地域の協議会ですと、銀行協会みたいな方の代表がこここの場に入っていて、何かそういう方が動いてくださるとかというようなこと。あと、やっぱり交通機関に関するトラブルなんかも多いので、そういうところこの協議会がつながれるようなシステムがあると、対応が強化できるかなみたいなことも感じました。

じゃあ、道音委員、お願いいたします。

(道音委員) 私、幾つかの銀行さんで、視覚障がい者がATMを操作できるようにということで、いろいろ調査し、お話をさせていただいているんですけども。ほとんどが、ATMに案内をしていただけるし、操作もしていただける。また、音声で操作が指示できるようになってきておりますので、それだけで非常に、これは差別というよりは、不便さを解消していただくという考え方だと私は捉えているんですけども。私が実際に行ってやったところが3か所ぐらいなんですけども、そういう配慮はこの銀行もしていただきました。

あともう一つは、銀行内には点字ブロックが引けないものですから、ゴムの歩行マットを、今は横浜銀行が全部張ってもらっています。

その普及を一応、働きかけて、改善をさせていただいている実態でございます。

私、差別の解消というよりは、現実に障がい者が不便だということの解消という考え方で、NEDOに参加しています。NEDOというのは、いわゆる研究開発をやっているところです。例えば車椅子でスーパーマーケット内の店の中の歩行誘導とか、あるいは視覚障がい者のスーパーの中の売り場への案内。これはいろんなところの会社が今、検討されていますけれども、今、衛星の精度が相当上がってきましたし、日本全国をカバーするようになりました。位置の精度が数センチまでなってきたということで、その電波をキャッチして、実際に自分たちが使えるようにしたいということです。例えば地下街が全然わからない、地下街の店の位置もわからない。この間、日本橋のところの地下街で、これは清水建設とIBMだと思のですけれども、そことタイアップして、実験をやりました。衛星からの電波は地下では通りませんから、1回地上へ受けて、これは専門的に言ったら、ビーコンというのがありまして、個々のところに電波が送られて、スマホでキャッチできて、位置がわかるという実験です。

そこに、私も参加させてもらっているんですけども、そんな方向で私は今、障がい者の歩行問題に取り組みさせてもらっています。

それから、障がい者だけでなく、オリンピックに向けて、例えばホテルでいるんな国の人が、その国々の言葉をIDで取捨選択できるようにする。韓国人なら韓国人がチェックインしたときは、その送信機を、韓国語が出る送信機を渡すんですね。

自分の部屋に行くと、電波を発信し韓国語で案内をする。そういうのをつくっているんです。

そのような形で、差別というよりも現実、その人に合ったような合理的配慮をしていく。

(石渡会長) 道音委員、どうもありがとうございました。

今、道音委員がおっしゃったように、法律で縛るから対応するのではなくて、やっぱり困った方がいらっしゃったときに、どう同じ区民としてやることがあるかみたいなことが、差別解消法の目指す本来の姿で、先ほど共生社会というようなお話もありましたけど、そういうやっぱり一人ひとりの区民を尊重するみたいなことが差別解消法の本来のあり方ではないかというようなお話をよく当事者の方がされますけれども、道音委員、まさにそういうお立場で発言してくださいました。視覚障がいのお立場からいろいろ発信していることが、銀行やホテルなどを変えてきているのかなと思いました。やっぱり障がいがある方の声がきちんと届くようなシステムとか、社会が問われていると思ったりもしました。

ありがとうございます。

この事例関連で、ほかに何かご発言。

じゃあ、宮澤委員、お願いいたします。

(宮澤委員) 大身連の宮澤です。

事例1のほうでちょっと簡単にお伺いします。この文章を見ていると、会計のレジの中に並べないということでしたけど、商品をご自分で取って、レジの列に並びたいけど並べないというのは、ちょっとこの状況がわからないんですけど。

商品が取れないので、店員さんにこれを取ってくださいということはわかるんですけど、何でレジに並べないのということを車椅子の当事者も多分、言うと思います。

だけど、並べない人がいるんですね。この方はどういう立場なのか、電動車椅子なのか、あるいは手動なのか、あるいは手動だと並べないのか、手を使えないのか、あるいは会計で要するに財布を出せないのかとか、手の障がいもあるでしょうから、肢体障がいでしょうから。

だから、いろんな障がいがありますが、この方がレジの前に並べなかったのは、なぜなのかということが、ちょっとこの文章ではわからない。この店主は個別対応ができないと伝えていた。共生社会、今、会長がおっしゃった障がいのある人もない人も、本当はレジの前に並ぶんですよということが当然なんですね。それをこの相談者が特別に何かしてくれないかとかいうことは、障がい者は特別ではないんだよといったお話なんだよということがこういった文章ではなかなか読み切れない。多分、車椅子の利用者は、レジに並ぶのはみんな同じだよというふうに思います。

ただ、その状態がどうなのかということはこの文章ではわかりません。以上です。

(石渡会長) 荒木委員、関連してですね、どうぞお願いします。

(荒木委員) 父母の会の荒木です。

肢体不自由児(者)、車椅子、やっぱり待つということは多いですね、待たされるというか。例えば電車に乗ります。どこどこへ行きたいといったときに、1本2本3本、電車を待ってくださいということで、安全性を確認した上で、そういったところで乗るということはすごくあります。

待つということで安全性というのが確立するのかなと思うんですけども、本当に宮澤さんがおっしゃったように、普通にレジに並べれば問題はないんですけども、今、結構、車椅子が大きかったりすると、レジ前の通路の幅が狭かったりすると入れないということ

もあつたりするんです。けれども、相談案件の1番を見て、第三者から相談があつたということで、これはすごく何かありがたいなと思ひましたね。

やはり、これはおかしいんじゃないかと思つてくださる方が増えたということはすごくありがたいことで、こういう相談があつたら本当に相談しやすいような窓口の対応というのも、これから長くしていただきたいなと思ひんです。本当に待つということとは当たり前のように、今もありますね。車椅子の方、ちょっと待つて下さい。スーパーマーケットだけじゃなく、公共の交通機関に関してもそういうことがあるということ、そこは今まで私たちもそのようにして入つてきたんですけれども、安全性ということで仕方ない場面はありますが、この相談案件1番で、本当に第三者の方に感謝を申し上げます。

(石渡会長) 石渡です。荒木委員、ありがとうございます。

本当に第三者の方がこういう相談をしてくださったというのは、本当に大きいなと。そういう意味では、大田区には何かそういう新しい流れができていゝのかなんていうのを、この間、サポートセンターでちょっとセミナーをやらせていただいたときにも、すごく実感しました。本当にこういう方が増えていただけるような何か流れをつくつていけたらと思ひます。

それで、宮澤委員もおっしゃつてくださったように、車椅子に乗つていゝから特別ではないというのは、もう皆さん、当事者の方たちは思つていらつしやると思ひんですけど、でも、電動車椅子で並べないというやうな障がい理由にご自分の力でやりきれないところに、どういふふう合理的配慮といふか、区民の方たちが氣遣つたり、配慮してくれかといふところが、本当に問われてくるんだらうなと思ひました。

あと、吉田委員も多分、いろいろ差別関連のことをお聞きしてゐるかなと思ひんですが、今すぐでなくて結構なんです、ちょっとこんな話を聞いたとか、お考えがおありでしたら、後でも結構ですので、ちょっとご発言いただけたらなと思ひんですが、少しお時間あつたほうよろしいですかね。お願いいたします。

それでは、この事例関連で、じゃあ、与儀委員、先にお願ひしてよろしいでしょうか。

(与儀委員) 大森医師会の与儀でございます。

確かに件数がすごく少なかつたのは、やっぱり窓口がちよつと少ないのかなという印象がございゝます。東京都のパンフレットはよくできていると思ひんですけど、これはまだ配られていゝないんですか。

(障害福祉課長) 与儀委員がお示ししていただきましたこちらは、東京都が今回、差別解消条例が施行されたことに伴ひまして、各区市町村に配布があつたパンフレットですが、そんなにいづぱい数をいただけておりません。大変申し訳ないのですが、区内の公共施設等にお配りできる場所はしてゐるんですけど、一般に広くまくといふところまでは、なかなか部数がきていゝなかつたといふ事情がございゝます。

(与儀委員) やっぱり、これを見ると、知らないうちに差別してゐるということが、結構あると思ひんですね。だから、その辺をわかつていただくという意味では、とてもいいんじゃないかと思ひんです。

この14ページを見ていただくと、お住まいの区の窓口の相談先にも相談していただけてすといふことですので、少なくとも都のホームページからリンクするやうな形をつくつていただけるといいんじゃないかなと思ひました。

(石渡会長) 与儀委員、ありがとうございます。

この後、条例についてのご説明もいただけるかと思うんですけども、都と区がどういうふうに協力できるかというのは、新しい課題にもなってくるかもしれませんが、ありがとうございます。

砂岡委員、お願いいたします。

(砂岡委員) 公募区民の砂岡です。

ちょっと相談の仕組みというか、流れをお伺いしたいんですけども、ここで時系列的に受けてから、対応概要まで書いてあるのですが、これは相談者ご本人にフィードバックというか、返す仕組みになっているんですか。それとも、区ではここでおしまい、完了になっているんでしょうか。

私どもが、昔、現役だったころは、これでは全然、相談を受けただけで何にもならないと。ご本人にお返しして納得していただいて、完結というふうにしているんです。それはいかがなのか。

(障害福祉課長) ご質問ありがとうございます。こちらで受け付けした相談につきまして、対応した概要を含めて、全てご本人にお伝えしてございます。

ただ、砂岡委員から非常に厳しいお言葉をいただきました。全てご納得いただけたかというレベル感でいきますと、当然、今の法制度等の枠組みの中でできる限界の部分もございまして、多分、いろんなご意見があるかと思えます。区としては当然、権限があつてできることは、即、行います。あと、相手に協力を求めなければいけない部分に関しては、こういった趣旨を説明しながら、今後、ぜひご対応の部分でご留意いただきたいということはお伝えをしているところでございます。

(砂岡委員) わかりました。当然、フィードバックはされると思いますが、もちろん100%納得ということはないと思うんですけども、こういう事情で例えば法律の問題でだめだとか、丁寧なご説明をされるということが一つですね。

それと、言い放しといいますか、相談者の名前を言わない、所在を言わないというケースも結構多いんですよ、嫌だと。それを何とか伺って、後でよく説明をしたいので聞かせていただけますかということが入っていくと、結構、聞かせてくれるんですよ。

それと、先ほど研修をされるとおっしゃったんですが、研修のときにどうしても行政ですから、自分を擁護するような中身の研修というのが多くなると思うんですが。実際、電話の対応の窓口のところで、親身になった対応ができるかどうかというのが、さっき荒木さんもおっしゃいましたが、「相談していただいてありがとうございます」「貴重なご意見」という気持ちが出てくれば、この時点でかなり解決する機会が多いですよ。

それと、口コミで、「非常に親切に対応してくれると、区役所に相談するといいいよ」というようなことで広がってくる可能性がありますので、ちょっと口幅つたいことを申し上げましたが、ご検討といたしますかね、参考にさせていただければと思います。

以上です。

(石渡会長) 砂岡委員、ありがとうございます。

やっぱり、相談した結果、いろいろ社会が変わっていったとかいうような成果があることが、いろんな相談を増やしていくことになるというのは、今、砂岡委員も指摘してくださいましたし、具体的な相談の対応の仕方についてのアドバイスなどもいただきました。

事例について、行政としてホームページに公開しているようなことで差別解消法の動きを紹介している自治体もあるかなと思うんですが、そのあたり大田区は公開とかもやっていらっしゃる。

(障害福祉課長) 砂岡委員、貴重なご意見ありがとうございます。

中にはお名前等おっしゃりたくないという人もいらっしゃいますので、そこについてはいま一度、我々としても努力してまいりたいと思っています。

あと、研修も、昨年度あった話なんですけども、差別解消法の研修をやっている中で、私も時々やってしまうんですが、話を一生懸命聞こうと思ってメモに集中しちゃう。ところが、相手は一生懸命話しているので、まず目を見てくださいということです。去年、大正大学の沖倉先生から、まず皆さん、聞く姿勢になっていませんということで、大分厳しいお叱りをお受けしたところでございます。

ですので、先ほどからお話に出ているように、やっぱり相手の方々にとって見たら、この一言を発することがどうなるのかということ、いま一度、受けとめなければいけないというのを昨年度もいただいているところでございます。今回の研修も、そういったところを特に重点に掲げながら、昨年度の課題をクリアするような研修を、今、準備を進めております。本当にまだまだ、私も至らないところがあるんですけども、ぜひ頑張りたいなと思っています。

あと、会長からお話がありました、この事例の掲載につきましては、ホームページでこの形で掲載しております。個人情報が含まれている部分もありまして、詳細のところまで出し切れていないところはあるんですけども、この形では公表はさせていただいておるところでございます。

(石渡会長) ありがとうございます。

じゃあ、吉田委員、お願いいたします。

(吉田委員) この事例の中の2番の対応した職員の話し方、言葉遣い等のところでなんですけども、自分もグループホームにいて、やっぱり掃除というのがうまくできないんですよ。それで、職員の方に掃除しろ掃除しろと言われて、いいかげんに掃除をしろというような言い方で、おまえ臭いとか言われちゃったりするんですよ、結構。その言い方がやっぱりあると思うんですよ、物事。

本当にグループホームに住んでいて、ほかの利用者さんにも迷惑をかけるから、とにかく掃除しろよ。一時期も、臭い臭いと言われて、それがすごい気になっていて、フアブリーズを体中にまきまるとか、そんな感じで、やっぱり自分も精神障がいなんですけど、言い方とか、そういうトーンとかですかね、それがすごい自分に何か影響するとか、しゃべり方一つで全然違うんですけど、そういうところで嫌な思いをしています。

(石渡会長) 吉田委員、ありがとうございます。

私も、夫にどういう言い方をしているかなど、反省したりしますけれども。特に精神障がいのおありの方は、そういうところがとても敏感でいらっしゃると、一つの特徴かもしれませんが、やっぱり言い方とかに気をつけていただくと、吉田委員やお仲間の方たちも少し動きやすいとか、行動が変わってくるというようなことがあるのかなというふうに思いました。これは本当にそれぞれの立場で、相手の方にどういう話し方があるというよ

うなところを改めて考えさせられました。どうもありがとうございました。

それでは、次に、東京都の条例についての説明に入らせていただいでよろしいでしょうか。お願いいたします。

(障害福祉課長) それでは続きまして、条例のご説明を申し上げたいと思います。皆様にお配りしてございます、リーフレットとパンフレットをお手元にご用意をいただければと思います。

それでは、まず、リーフレットの部分で、ポイントを改めておさらいをさせていただきます。三つのポイントが都条例のまさに骨格という部分になります。

一つ目が、先ほどからお話が出ております合理的配慮の提供です。こちらが義務という形になってございます。もともと区市町村を含めて、公的な機関につきましては、これはいわゆる法律の中でも義務というのは、平成28年度からございました。今回、都条例の中で一番大きいのは、民間、いわゆる先ほど出ていたような商店であったりとか、いろんなまちの飲食店等を含めて、合理的配慮の提供が義務と位置づけられたということが一つ目の大きなポイントでございます。

二つ目が、紛争解決って言葉が重々しくて申しわけないんですが、仕組みの整備です。東京都に広域相談支援員という、先ほどお話が出ましたように、専門の相談窓口というのが設置をされております。東京都の権利擁護センターという中に専門の相談機関を置いておまして、そちらに専門の相談員さんがいらっしやって、相談の中で解決しない場合、あっせんをしたりとか、あとは、「これ、ちょっと問題ですよ」ということで勧告をしたり、それでもどうしてもこれはやりませんと言われた場合には、そちらの企業名等を公表するような仕組みが今回、明確に整備されたというのが二つ目のところでございます。

三つ目が、障がい者差別に関する相談を受け付ける広域支援相談員というのを東京都が置いたということです。もしかすると、大田区で相談をしないでこちらに相談をといった方もいらっしやるかもしれません。

この三つが今回の東京都の中での大きなポイントというところでございます。

次、先ほど与儀委員から大変わかりやすいということでお話しいただきました、こちらのパンフレットでございます。こちらは分かりやすい版というのを本日、ご用意をさせていただきます。

例えば病院の中で、合理的な配慮の提供とは、どんなやり方がありますかということ、ポイントをとしてこういう対応をしたら、誰にとっても優しい対応になりますよということをイラストも入れながら、わかりやすくご説明をしていただいている内容になっているかなと思っております。

内容につきましては、後ほど、もしよろしければ、ぜひご一覽をいただければと思います。区で作りしましたパンフレットでもこういった対応が望ましいですよイラストを入れたり、できるだけ皆さんにわかりやすいように心がけていますけども、東京都のパンフレットは非常に内容はいいというお話もございまして、今後、こういったつくり方も参考にしながら、いろんな周知啓発の仕方を含めて、区としても検討してまいりたいなど考えているところでございます。

あと、参考に、都条例との絡みの中で、じゃあ、区はどんなことをやっているのかということも補足的にご説明を申し上げたいと思います。

石渡会長からもお話しがございましたけれども、昨年の11月22日に、区内の事業者と区民向けの差別解消法研修というのを開催させていただきました。石渡会長にご講義をいただいたところでございます。会長からの講話のほか、障がいをお持ちの方や事業者の方、区民の方によるトークセッション等も行わせていただきました。96人の方のご参加をいただいたという状況でございます。

また、昨日だったんですけども、区で東京都の職員と連携し、区内の保育園、これは区立だけではなくて私立の保育園等も含めて、差別解消研修を行わせていただいているところでございます。

また、研修以外でも、特に障がいのある方の高齢化も進んでいる中で、いわゆる介護保険のサービスをお使いになるような方もこの間、出てきておりますので、介護保険課の主催事業であります介護保険事業者連絡会に、この都条例のリーフレットや、あるいは区が作成しましたパンフレット等を今後、配布をしていきたいと考えてございます。

こういったところで、都条例ができたという趣旨もお伝えしながら、区といたしましては都と連携しながら、より障がいのある方にとっても住みやすいまちづくりということで、周知啓発を引き続き、行っていきたいと考えているところでございます。

事業の説明は以上になります。

(石渡会長) ありがとうございます。

今、都の条例のポイントと、それから関連して大田区の状況などもご紹介いただきましたが、今のご説明について何かご質問、ご意見おありの委員の方、いらっしゃいましたらば、お願いいたします。

道音委員、どうぞ。

(道音委員) この資料について。

今、私、タブレット端末でこの資料を映して、音声と拡大文字で見ました。これもそうなんですけど、これSPコードになっているんですけど、SPコードって再生する機械もほとんど、もう今はない。スマホになったんですけども、スマホでは精度が悪くて読めないんですよ。QRコードにすれば、ほとんどの機器で読めるようになる。これは変えたほうがいいと思います。合理的配慮にせっかくされているんですけども、これはQRコードに変更したほうがいいと思いますよ。

(石渡会長) これは東京都がつくった資料ですよ。

(道音委員) 大田区もつくっていますよ。

(石渡会長) そうなんですか。

(道音委員) 何回か、私、申し上げたことがある。

どこの区もついています。例えば福祉のあらましか、ついておるんですけども、機械がもう販売されていないんですよ。それでスマホになったんですけども読めないんです。QRコードであればすぐ読める。コストも多分安いと思うんです。

ということで、いろいろ技術の変化によって、便利になってきているということは、そういうものを変えていくということもやっぱり必要だと、行政を含めて。それは考えていただきたいなと思っておるんです。

(石渡会長) 今、本当にいろんな面で進化をしていますが、何かご説明いただけますか。

(障害福祉課長) 道音委員、ありがとうございます。QRコードという仕組みもあるという

ことも、一応、認識はしているところなのですが、文字数等入るかどうかということを含めて、いろいろな技術的にもありますので、研究をさせていただきたいと思えます。貴重なご意見、ありがとうございます。

(石渡会長) ほかに、条例関連で何か。

(高橋委員) 公募区民の高橋克己です。

合理的配慮の提供について、対話に基づいてという文言も入っておりますところ、言葉遣いというのが先ほどの相談の中にもありましたけれども、もちろん丁寧に接するというのは当然のことだと思えますけれども、より親身になろうと思えば思うほど、言葉遣いが砕けるといことがままあります。そうすると、砕けても親身になって対応する分には問題ないということが現実的には多いのかもしれませんが、ケースによってはなれなれしく感じたなんていうことが、後になって意見として出てくるようなケースもありまして。

そうすると、どこまでそういう言葉を砕けていいのかとか、それはケースによって違うと思えますので、もちろん一律にどうということは言えないと思えますけれども、区のほうで、例えば先ほども区の職員の研修などをなさっている中で、そういったやり方についてはどのようになさっているのかを参考までに教えていただければと思えます。

(障害福祉課長) 具体的な言い方というところまで落とし込めてはいないというのが、現実感としてあるかなと思えます。

ちょっと私の実体験で申し上げたいのですが、私も昔、障がい施設にいたときに、まさに高橋委員がおっしゃっていたように、親しくなればなるほど何となく自分の気持ちが砕けてきちゃって、ついなれなれしいというつもりではなかったんですけれども、そういう言い方をしたときに、何かのときに、あんたなれなれしいと言われた記憶がやっぱり走馬灯のように、今、回顧してまいりました。この辺って本当に難しいなと。通り一遍の言い方をしていると、今度、冷たいという言い方をさせていただきます。逆にどういう言葉だったらいいのかというのは、多分、もしかすると数十人いれば数十人違うのかなというところでは、逆に石渡先生に、こういう言い方だったらどうなのみたいな、逆に、当事者の方がどんなふうにご理解されているのかとか、我々もこれからまだまだ深めていかなきゃいけないかなと、正直、思っているところでございます。

少なくとも事実で言えば、せっかく当事者の方が皆さんの前で勇気を振り絞ってお話をしてくれているのに、皆さんは下を向いてメモをとっているんですかというのが一番、昨年度の研修での指摘で印象にあります。まずは相手の顔を見て、目を見て、例えばお話がわかったらうなずくとか、一般的なスキルの部分ではご指摘があったのですが、話し方というところまでは、まだ詰めていけてないので、逆にどうやったらいいかなと、正直、自分の実体験を含めて悩んでいるところではあります。

(石渡会長) それでは、今、酒井課長から私になんですが、私の最近の体験なんですが、病院へ行きましたときに、私、認知症のおばあちゃんのように、「大丈夫、平気だからね」みたいな対応をされた経験がございまして、ちょっと戸惑ったんですね。

そういう体験などを障がいがある方へのかかわりなんかから考えますと、やっぱり大人として尊重するというようなところから始めなくてははいけないという。社会人として、その方にどうやって向き合うかということから始まって、わかっただけではないなみ



たいなことをこちらが感じたら、わかっていただけのためにはどういう話し方を、少し砕けたほうがいいのかなとか、そういうふうにだんだん変えていくみたいなやり方が大事なんだろうなというあたりは、私も社会人になった障がいのある方からいろいろお聞きしたところです。まずはやっぱり一市民として、どういうふうに向き合うかというところから進めて、その方にちょっと違う対応が必要かなというのをきちんといろんなパターンとか、引き出しを持っていることが専門職とか、行政職には大事になってくるんじゃないかというようなことを思いましたし、むしろ市民の方はそういうふうに接して下さって、あまり不自然みたいなことが逆にないみたいなことを感じたりもするんですけども。

すみません、道音委員、先ほど何か追加ご意見おありだとおっしゃっておられた。

(道音委員) この資料の件でね、普通はSPコードとかQRコード、ここに書いてあるものを文章にしてここに記憶させているんですけど、例えば、表ですとほとんど読まないですね。だから、表の資料をつくったとして、文章のような形で読めるような書き方をすることが必要になるんです。

健常者の方は非常に見やすくしてあるんだけど、逆に障がい者の使っている機器では読めなくなっちゃうんですね。

だから、そういう面で手間がかかりますけども、配慮という考え方があるんだったら、読み上げてもらうような書き方をしてほしいということです。一つ研究してみてくださいないでしょうか。

(石渡会長) ありがとうございます。

このあたりは、割と視覚障がい者の方にはこういう情報提供みたいなのはシステムとしてもあるかなと思います。

それでは、議題の3番目に、その他ということで、準備をさせていただいていますが、何か委員の方に情報提供をしていただけるようなことですか、あるいは今までの議論なども踏まえて、ご発言いただける委員の方がいらっしゃいましたら、お願いをしたいと思います。

(白井委員) 自立支援協議会の白井です。

先ほど、都の条例が施行されたことに伴って、区も一緒にとというか、タイミングを合わせてということで、差別解消に関する検証をやっているというお話があったんですけども。これからこういう条例があってということで、だんだん周知が進んでいくことによって、先ほど知的障がい者の方のお話もありましたけれども、これ、差別じゃないだとか合理的配慮をという、そういう対応を求められることも出てくるのかなと思っております。

そうしたときに、例えば身近な保育士さん、結構忙しいですよね。そうした中で相談するといったときに、障害福祉課とかサポートセンターの敷居が高いというか、そういうようなところがあるのかなということを考えると、一番身近な保育園を担当されている部署というんでしょうかね、そういうところに気軽にというか、SOSが来ると思うんですけども、そうしたときの対応ということでは、職員の方たちも準備が必要なのかなと思ったことが一点。

あとは、こういうような事例とか、ありましたといったときに、どういう対応をしたのかというのを、やっぱりある程度、積み重ねていくということで、研修をまたやるときに、

このような事例についてこういうふうな対応ができますよということを附帯してあげることによって、この条例ができたことで自分たちも利用者の方もみんなよくなるんだなと思っただけなのということにつながるのかな、なんていうふうに思いました。

先ほど、大田区民の障がい者差別解消法の周知率が40%、60%は知っていないといったところで、60%がどういうふうに入っていくかといったときには、やっぱり子供さんを預けて働いているというご家庭が今はすごく多いと思うので、そういう親とか、保育士さんがやっているということにも、身近に子供を見ていくということは、すごくいろんな影響もあると思うので、そのところはちょっとあわせてやっていけるのかなと思っただけで、その中でまた自立支援協議会もやるのであれば、どんどんまたご意見を聞かせていただければいいかななんて思いました。

以上です。

(石渡会長) 白井委員、本当に身近なところで接する保育士さんたちの役割ですとか、自立支援協議会の新しい役割というようなどころでご提案いただきましたので、ぜひまた今後、生かしていただければということで、ありがとうございます。

ほかに、どうぞ、島田委員。

(島田委員) 先ほど、佐々木委員から、差別を受けてもわからない方たちということで、通所施設の立場で言わせていただくと、重度の方ですと、本人の意思を主訴というのを確認するのはなかなか難しく、入所したばかりだと、半年から1年ぐらい、その人の様子を見ないとわからないという部分が多分にあると思います。

それでも、やっぱり職員がどうしても社会の常識というか、通例に合わせてたりとか、職員本位で利用者さんにこうしなきゃだめでしょうというような言い方をする場面がとても多くあるように思います。

その辺、職員に、本人の主訴は何なのというようなところを考えながら支援しましょうということでは話はするんですけど、なかなかそれが話したときには、わかりましたと言うんだけど、実際の現場を見てみると、やっぱり職員本位の支援をしているという場面がとても多く見えています。それを少しずつ、今、改善しようとはしているんですけど、なかなか時間がかかってできないというような現状もあります。

先ほど、しゃべり方ということで話があったんですけども、池上福祉園の支援では、禁止をするような発言はするのをやめようと話していて、走っている人に対しては、走っちゃだめというのではなく、歩きましょう、歩こうよと言うんですけど、その歩こうよも、もうちょっと丁寧な言葉でということで、歩きましょうというような言葉に変えていきましようということをやっています。でも、なかなかそれもとつきには、歩こうとか、走っちゃだめという言葉がすぐ出てきてしまうんです。その辺、やっぱり自分の中に職員として、やっぱりちゃんと入っていないんだなというような感じがしています。

以上です。

(石渡会長) ありがとうございます。

いろんな場面ごとに考えさせられることが多いんですけども、いろんな努力をしてくださっているし、そういう意味では、やっぱり行政の方と一緒に考えて方向性が出てくるのかなみたいなことも改めて思いました。

### 3 委員の任期満了について

(石渡会長) それでは、次の議題というか、3番目に委員の任期満了についてということで、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

(障害福祉課長) それでは、事務局から。

皆様ご存じのとおり、今年度ももちまして、現委員の皆さんにつきましても、本当に大変お世話になりましたけれども、任期満了ということでございますので、区を代表いたしまして、福祉部長から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

(福祉部長) 何度も挨拶をさせていただいて恐縮です。改めまして、福祉部長、今岡でございます。

この支援地域協議会は、3年前に立ち上げということになりました。第1期目の委員の皆様方ということになります。3年間で5回の会議を行いました。この中で大変、きめ細かい視点からいろいろなご意見をいただくことができました。本当に感謝しております。

それから、この会議以外にも顔の見える関係ができたということで、いろいろなご意見やご相談をさせていただくことが多くございました。区の職員も大変勉強になりました。重ねて御礼を申し上げます。

この3年間で委員の皆様方は任期、一つの区切りということになります。任期の区切りでご退任される方もいらっしゃると思いますし、場合によってはまた次の期を継続して務めていただく方もあるかと思いますが、この第1期の立ち上げ期にいろいろといただいた意見を、ぜひ次の期にもバトンをタッチさせて継続していきながら、よりよい形でこの差別解消のために、また地域の皆さんと一緒に考えるような形を継続していきたいと思っております。

本当に、この3年間、まことにありがとうございました。

(障害福祉課長) それでは、事務局から、本日、机上に配付をさせていただいております資料のご説明を含めて行わせていただきます。

本日は、緑色のチラシをお配りしてございます。こちらのチラシのタイトルが、大田区障がい者施策推進会議委員を募集しますということで、下に大田区障がい者差別解消支援地域協議会委員兼務と記載をさせていただいております。皆様方も既にご存じのとおり、こちらの会議体の委員の皆様につきましても、障がい者施策推進会議の委員も兼務をいただいているところでございます。

それで、まず、委員の公募委員、今日も砂岡委員、高橋委員に来ていただいておりますけれども、委員の公募につきましては、こちらのチラシにございますように、2月1日から15日までの間、広く区民の方々から募集を受け付ける予定でございます。

なお、今までもご協力をいただきました砂岡委員、高橋委員も応募資格はございますので、もしお時間、お気持ちがありましたら、引き続きまたお願いができましたら、その際はよろしくお願ひできればというところでございます。

あと、それ以外の各団体から来ていただいております皆様方につきましても、別途、区から推薦の依頼をさせていただきます。多分、年度がわりのところもございまして、いろいろな動きがあるかと思っております。

また、細かい点、ご不明な点等ありましたら、ぜひ事務局にご相談をいただければというところでございます。

来月の2月18日は、施策推進会議のほうでも、皆様にまたご参画いただきますので、もしそのときに、うちはこうなりますよというのがございましたら、その場面でお知らせいただいても結構でございますし、難しければ、また後ほどお受けをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

あと、部長には区を代表してご挨拶いただいたところでございますが、事務局を代表いたしまして、一言、私からもご挨拶を、謝辞を述べさせていただきます。

本当に、手探りの会議でございまして、毎回毎回、私どもも非常に新鮮なというか、本当にまた学びを深める場であったとおもっております。まだまだ至らない点もあるかと思えます。ですけれども、今日いただいた意見も含めて、一つ一つできるところから、まずためておかないで、仕事は極力ためないようにということで、日々心がけておりますので、引き続きまして、皆様のご支援を賜ればというところでございます。

事務局からのご挨拶を含めて、ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。  
(石渡会長) ありがとうございます。

ということで、今日で一応、満了ということになって、今日、ご発言をしそびれている委員の方に一言ずつ、何かお願いできればと思うのですが。

宮田委員、お願いしてよろしいですか。

(宮田委員) 大田区重症心身障害児(者)を守る会の宮田でございます。本当に、私も、この会場で皆様のご意見を伺いながら、特に障がい当事者の方たちのお話も伺いながら、いろいろ勉強させていただきました。

特に重心というのは、障がいも重くて、はた目から見ると、本当に障がい者というのが一目瞭然なために、改めて特別な差別というものを感じたことはなかったんですけど、逆に何ていうんですか、あら、かわいそうねというご年配の方からのご意見を聞くと、かわいそうって何なんだろうということを常々感じたことがありました。

それが、今となると、それは差別なのか、それとも同情なのかという非常に疑問に感じることばかりだったんですけども、やはり私たちが世の中に出ていくことによって、いろんな方に考えていただける機会になるのだなというのも、改めて感じた次第でございます。

本当に3年間、いろいろ勉強させていただきました。私も親の会の代表とは言いまして、まだまだ未熟なところが非常にあったなと気づかされました。今後とも、また皆様方といろいろご意見を伺いながら、少しでも成長できたらなと思っております。ありがとうございます。

(石渡会長) ありがとうございます。

では、菅沼委員、よろしいでしょうか。

(菅沼委員) サポートセンターの菅沼です。

こちらでいただいたご意見であったり、それから教えていただいたこと、私はサポートセンターで現場をつかさどっておりますので、必要な現場のほうにその都度、伝えてきたつもりしております。

今日も、先ほどのSPコードの話、QRコードの話なんか、サポートセンター3階の声の図書室に、こういう意見があったよということでお伝えをさせていただきたいと

おも  
思っています。

また、施策推進会議でも、次年度以降もご縁がありましたらと思っ  
ねが  
ています。よろしくお願い  
いたします。

いしわたかいちよう  
(石渡会長) ありがとうございます。

なかはらいいん  
中原委員、お願いいたします。

なかはらいいん  
(中原委員) 大田社協でございます。

みんなで支えようともに生きる東京へということで、支えのことが社協の使命だ  
おも  
と  
思  
っ  
て  
お  
り  
ま  
す。  
我  
々  
は、  
い  
つ  
支  
え  
ら  
れ  
る  
側  
に  
な  
る  
か  
わ  
か  
り  
ま  
せ  
ん  
し、  
支  
え  
る  
側  
が  
支  
援  
す  
る  
こ  
と  
で  
支  
え  
ら  
れ  
て  
い  
る  
と  
い  
う  
こ  
と  
も  
あ  
る  
か  
な  
と  
思  
っ  
て  
お  
り  
ま  
す。

われわれ、もう少し想像力をたくましくして、支えの側に、支えられる側の部分をもっと  
かんが  
考  
え  
な  
け  
れ  
ば  
な  
と  
い  
う  
ふ  
う  
に  
思  
っ  
て  
お  
り  
ま  
す。

またよろしくお願  
ねが  
い  
た  
し  
ま  
す。

いしわたかいちよう  
(石渡会長) ありがとうございます。

はやしだいいん  
林田委員、お願いいたします。

はやしだいいん  
(林田委員) 蒲田歯科医師会の林田です。

この会議に参加させていただいて、障がい当事者の皆さんの差別の声とかを会にも  
つた  
え  
て、  
よ  
り  
声  
の  
届  
く  
社  
会  
を  
目  
指  
し  
た  
い  
と  
思  
い  
ま  
す。  
よ  
ろ  
し  
く  
お  
願  
い  
た  
し  
ま  
す。

いしわたかいちよう  
(石渡会長) ありがとうございます。

すずきいん  
鈴木委員、お願いいたします。

すずきくみこいん  
(鈴木久美子委員) 東京都立田園調布特別支援学校PTA会長の鈴木と申します。

いろいろ皆さんのご意見、とても新鮮というか、いろんな視点からお伺いしたので、明日、  
がっこうびていえー  
うんえいいんかい  
学校PTAの運営委員会があるのですけれども、そんなところで、感想やちょっとここで  
まな  
学  
ん  
だ  
こ  
と  
を  
発  
表  
し  
た  
い  
と  
思  
っ  
て  
お  
り  
ま  
す。

今後よろしくお願  
ねが  
い  
た  
し  
ま  
す。

いしわたかいちよう  
(石渡会長) お願いいたします。ありがとうございます。

かどぐらいいん  
門倉委員、お願いいたします。

かどぐらいいん  
(門倉委員) 私もちろでいろいろな立場から勉強させていただきまして、これを  
もちかえ  
持ち帰りまして、また民生委員に障がい者の方について、いろいろお話をしていきたいと  
おも  
思  
っ  
て  
お  
り  
ま  
す。  
そ  
し  
て、  
障  
が  
い  
者  
と  
健  
常  
者  
と  
う  
ま  
く  
つ  
き  
合  
え  
る  
よ  
う  
な  
地  
域  
に  
し  
て  
い  
き  
た  
い  
な  
と  
感  
じ  
て  
お  
り  
ま  
す。  
あ  
り  
が  
と  
う  
ご  
ざ  
い  
ま  
し  
た。

いしわたかいちよう  
(石渡会長) ありがとうございます。

民生委員への期待はますます高まってくるかと思  
おも  
い  
ま  
す  
の  
で、  
ど  
う  
ぞ  
よ  
ろ  
し  
く  
お  
願  
い  
た  
し  
ま  
す。

#### 4 閉会

いしわたかいちよう  
(石渡会長) それじゃあ、皆様に、もっともつご発言  
ほつげん  
いた  
だ  
き  
た  
い  
と  
こ  
ろ  
で  
す  
け  
れ  
ど  
も、  
4  
番  
目  
の  
閉  
会、  
今  
後  
の  
ス  
ケ  
ジ  
ュ  
ー  
ル  
な  
ど  
に  
つ  
い  
て、  
事  
務  
局  
か  
ら。

しょうがいふくしかちよう  
(障害福祉課長) ありがとうございます。

それでは、冒頭、申し上げましたように、会議スケジュールというところで、予定で  
だ  
い  
かい  
ご  
ざ  
い  
ま  
す  
け  
ど  
も、  
第  
1  
回  
は、  
一  
応、  
7  
月、  
2  
回  
目  
は  
12  
月  
と  
い  
う  
こ  
と  
で  
予  
定  
を  
し  
て  
お  
り  
ま  
す

ので、またお目にちと時間がわかりましたら、できるだけ早目に皆様にご連絡を差し上げたいと思います。

なお、会場につきましては、いずれもこちらのサポートセンターで行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(石渡会長) ありがとうございます。

それでは、予定の時間が過ぎましたが、私もこの会に参加させていただいて、本当にいろいろなお立場の方の率直な声をお聞きできたのは学びでもありましたし、私はいつも力をいただき、よし、また頑張ろうみたいに思っていて、本当にありがとうございました。

また、ぜひお会いできる方、かわられる方もいらっしゃるかと思うんですけども、今後ともどうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。